

社会資本整備審議会 建築分科会 第12回建築環境部会

(事務局) 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。〇〇でございます。事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。なお、部会の議事につきましては、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じます。あらかじめご了承ください。

初めに定足数の確認ですが、本日は建築環境部会委員および臨時委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の出席者につきましては、お手元の配席表のとおりとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。

まず、資料1としまして建築環境部会委員名簿でございます。資料2「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について(第一次報告)」(骨子案)でございます。資料3が1枚紙ですけれども、検討スケジュール(案)。続きまして、参考資料1としまして第一次報告(骨子案)の参考資料集となっております。参考資料2としまして、〇〇委員からご提出のありました、家庭用エネルギー消費量に関するデータでございます。最後に参考資料3、諮問関係資料でございます。以上の資料を配付しております。欠落がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、議事進行につきましては、部会長、よろしくお願いいたします。

(部会長) 本日は、皆様方、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、これより第12回建築環境部会を開催させていただきます。本日の議題ですが、お手元の議事次第にありますように、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について(第一次報告)」(骨子案)についてで、ございます。それでは事務局より、まず資料についての説明をお願いいたします。

(事務局) 〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから、資料2、第一次報告(骨子案)および参考資料1、骨子案に関する参考資料集、こちらのほうを用いまして説明させていただきます。資料2の骨子案をご覧ください。

骨子案のほうは、「はじめに」というイントロのあとに大きく分けて2つのパーツに分かれております。最初の1ページから4ページにかけてですが、規制的手法のあり方に関する

る項目でございます、それを両カッコで行きますと（１）、（２）、（３）という形で３つの部分に区分けしております。そして、４ページ目の下のほうから、誘導的な方策のあり方についての項目、こちらにつきましても両カッコで（１）、（２）、（３）と３つの項目に分かれております。

ですから、「はじめに」のあとに６つの中項目に分かれているという構成になっております。こちらの中項目ごとに区切って参考資料のほうもご紹介いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に１ページ目の上半分に「はじめに」というイントロ部分がございますけれども、そちらのほうに４つ黒ポツがございます。最初の２つが総論的な内容となっておりまして、わが国のエネルギー需給構造が非常に脆弱であるということ、また２つ目の黒ポツにございますように、省エネルギー社会の実現が震災以降特に重要となってきたという状況の中で、３つ目の黒ポツにございますように、建築部門が日本全体のエネルギー消費の約３分の１を占めるに至っており、ほかの部門に比べて非常に増加傾向が顕著であるということから、この分野での対策が喫緊の課題となっているという状況をご紹介しております。

「はじめに」の最後のところで、このような状況を踏まえまして、本報告におきましては建築物における省エネルギー化に向けた規制的措置および誘導的措置の方向性を整理しているという旨を記述してございます。

続きまして、大きな１番。こちらが既成的手法のあり方関連でございますけど、（１）といたしまして、建築物および省エネ基準の特性に応じた規制的手法のあり方について整理をしてございます。カッコごとに検討趣旨をご紹介したあとに、講ずべき施策の方向を後半で触れる形になっております。

１ページの下半分に１の（１）に関連する検討趣旨を紹介してございます。そちらの２つ目の段落にございますように、建築物の場合は新築時に相当程度エネルギー使用に関する性能のほうが決まっております、あとから改修で性能を改善する範囲というものには通常限界がございます。また、その次の段落にございますように、省エネ基準というものは時代に応じて引き上げられていく傾向がございますので、結果として古い建物ほど最新の基準に合わせるということが難しいという傾向がございます。

その次に、「さらに」で始まる段落でございますけれども、省エネルギー化が困難な構造方法・建築材料を使わざるを得ないような建築物でございますとか、存続期間がきわめて短い建物、また屋内的環境を維持する必要がないような、特別な建物の類型が存在するというものを触れてございます。

また、その下の「一方」というところがございますように、安全に関する規制と異なりまして、建物間で連携した取組み等を行っている場合には、その個々の建物ごとに一律の対応を求めることは必ずしも適切ではないというケースがあるというふうに、建築物及び省エネ基準の特性について紹介しております。

そのような特性を踏まえて、2ページ目に「講ずべき施策の方向」がございました。一番上の項目でございますけれども、建築物に関して省エネ基準を義務化していく際には、新築時に基準に適合させることを求める方向性を示しております。そして、2つ目の項目でございますけれども、文化財を再現するような建築物ですとか、あとは応急仮設建築物、また屋内的環境を維持する必要がないような建築物、このような建築物については特例的な扱いを検討する必要があるということにしております。

また、その次の項目として、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物など、地域として継承・保全する必要性が高いような建築物について、継承を可能とする仕組みについて検討する必要があるという項目を掲げてございます。

また、新築に際して基準適合させる一方で、既存建築物につきましては、改修により基準に適合させる際の難しさについて、非常に差が大きいことから、一律に基準適合を求めるのではなく、改修工事に応じた行政指導ですとか、計画的な改修の誘導を推進する必要があるという形で整理してございます。

また、その次の項目でございますけれども、建物間で連携した取組みが行われている際には、そのような取組みを適切に評価する必要があるということで整理をしております。

こちらで一旦骨子の説明を区切らせていただいて、参考資料1をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、一番最初の2枚は総論的な内容になってございまして、一番最初の1ページは、前回の部会での工程表をお示しいただきたいというご指摘を踏まえまして、今回骨子案で整理いたしました項目について、新築、ストック、その他に区分して、新築とストック各々につきまして規制と誘導に関連する項目について、中長期的な方向性について整理をしてプロットしたものでございます。

また、2ページのほうは、こちらでもまた前回の部会において、関連の目標について整理しておく必要があるというご指摘がございましたので、「温室効果ガスの削減目標を巡る状況」といたしまして、日本の目標と各国の状況、こちらをご紹介します。

また、おめくりいただきまして、その次からは1の(1)関連の項目でございます。4ページでございますけれども、こちらは住宅・非住宅が最終エネルギー量の約3分の1を占めるに至っているという状況と、右側にほかの部門に比べて伸び率が非常に、1990年以降顕著であるという状況をご紹介します。

また、5ページ目は建築物の各部位ごとに改修ですとか、交換の周期が非常にまちまちであるという状況をご紹介します。このようなことから、1度の改修ですべての部分について性能を上げていくということが実際に難しいという状況になります。

また、6ページから8ページは前回の部会でもご紹介している資料ですけれども、6ページは従来規制ですとか、表示・情報提供、インセンティブの付与のような形で、省エネルギー対策を進めてきた経緯を年表的にまとめたものでございます。

7ページおよび8ページは、非住宅および住宅の省エネルギー基準の概要をご紹介したものでございます。平成25年に基準見直しを行いまして、今両方とも一次エネルギー消

費量に関する基準というものを外皮性能に追加する形で、総合的な性能を評価する指標として導入しております。

続きまして、9ページでございます。前回の部会におきまして、海外における規制の状況についてご質問がございましたけれども、こちらにお示ししているように、アメリカのカリフォルニア州、イギリス、ドイツ、韓国、それぞれの国において省エネルギー基準適合が建築許可を得る際のプロセスに位置づけられているということでございます。

そして、10ページが特例的な扱いを行うべき建築物の類型をお示したものです。一番左が文化財を再現する建物のように特別な構造方法・建築材料を使わざるを得ないような建物。中程の列が応急仮設建築物のように存続期間がきわめて短い建物、そして右側が屋外に開かれていて空調設備等によるエネルギー消費量がきわめて少ないような建築物でございます。

11ページは、閣議決定でございますとか、あとは法改正の際の国会の附帯決議において伝統的木造住宅について配慮を求めている内容等をご紹介したものです。

そして、12ページでございますけれども、建物間で熱ですとか電力、こちらのほうを融通することを通じて、街区全体としてエネルギー使用量の削減を果たすというようなケースについて、連携した取組みをいかに評価するかということが課題になっていることから、ご紹介しています。

こちらで1の(1)関連の参考資料のご紹介とさせていただきます、また、骨子案のほうにお手数ですけどお戻りいただければと思います。

骨子案のほうの2ページの下の方。(2)段階的な基準適用義務化のあり方でございます。閣議決定におきましては、2020年までに段階的に新築住宅建築物について義務化を図ることになってございますけれども、こちらの(2)におきましては、最初に義務化する際の対応を2ページの一番下の1)から、そしてその後拡大する範囲、拡大する際の対応について、3ページの頭から始まる2)で整理しております。

2ページの一番下の1)でございますけど、最初に義務化する際には大規模非住宅建築物から義務化するというので、検討方向をお示ししております。おめぐりいただきまして3ページでございますけれども、最初に大規模非住宅建築物に関しまして適合を義務化いたしますのは、外皮性能ですとか、建築設備の効率性、および再生可能エネルギーの利用などを踏まえた総合化したエネルギー消費量に関する基準、こちらとし、またその基準に基づく評価結果に関しまして、用途区別にその消費量原単位平均値を定期的に集計・公表することなどを通じまして、建築主の方が自らの建築しようとしている建物の性能の水準がわかるようにしたいということも、ここに記述してございます。

そして、その下の項目でございますけれども、基準に適合しない場合に後から是正するという事は、実態上課題が多いということからきちんと新築時に基準に適合して建築される仕組みとする必要があるということをご記述してございます。

また、その下でございますけれども、現行の省エネ法の届け出はすべて所管行政庁が対

応いたしておりますけれども、行政庁には義務化をした際には違反是正等にも対応していただく必要がございますので、可能な範囲で民間機関の活用というものを図っていく必要があるという項目を掲げております。

その下の2) 義務化対象範囲の拡大に向けた対応の関連でございます。こちらにつきましては、特に3行目以降でございますけれども、将来住宅に関して義務化を検討する際には、建築主の中に注文住宅をお建てになる一般消費者が含まれるということ、また基準の適合率、大工工務店における対応状況、件数が非常に増えてきた時の審査側の対応可能性、断熱化の意義、このようなことを総合的に勘案し、義務化する手法、基準の内容・水準を検討する必要があるとしております。

その際に、拡大に向けて講じておくべき措置を4つ列挙してございます。1つ目でございますけれども、中規模の建物につきましては現行の省エネ法上は届け出のあと勧告を行うという仕組みになっておりますけれども、必要に応じて指示・命令が行えるというような規制的手法の強化を通じまして、届け出率・適合率の向上を図る必要があるということが1点目の項目として書かれてございます。

また、2つ目といたしまして、義務化対象の拡大に対応可能となるよう、民間機関の育成活用を推進すること、また設計、施工、評価等を行っていただく技術者・技能者の育成・技術水準の向上を図る必要があるということを掲げております。

また、設計者、中小工務店等の負担を軽減する観点から適合性のチェックを行う際のプログラムの使い勝手の改善等を図る必要があるということ。

さらに、一番下でございますけれども、新築される件数がきわめて多い小規模な建物につきましては、資格者の関与による手続きの合理化ですとか、建築主の特性に応じた規制のあり方についても検討していく必要があるとしております。

また、この(2)に関連して参考資料のほうをご覧くださいと思います。参考資料1の14ページをご覧ください。今現在、大規模な非住宅におけるエネルギー消費量等のフローベースの状況をお示したものです。2,000平米以上の非住宅は左下でございますように、新築のフローベースで行きますと、全体住宅・非住宅の35.6%、3分の1強をエネルギー消費量の内訳としては占めております。

また、着工棟数で見てもまいりますと、右側でございますように年間3,600棟ほどということで、非住宅のうちの6%、住宅と非住宅を合計しますと、1%以下ということで少ない件数で3分の1強を抑えることが可能になってまいります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、15ページは新設の住宅の着工戸数の内訳でございます。注文住宅は35~36%で推移しているという状況です。

次の16ページが省エネ基準への適合率の推移でございます。左側が非住宅、右側が住宅でございます。左側の非住宅でございますけれども、2,000平米以上の大規模なものにつきましては9割強で足下推移しておりますけれども、300から2,000平米の中規模な建物につきましては6割台で足踏みしている状況です。

また、右側の住宅をご覧くださいと、2,000平米以上の大規模なものが5割前後、そして中規模なものは、こちらも足踏み状態ということで4割から3割というところで推移をしているという状況でございます。

次の17ページは、省エネ法に基づく届け出率の状況でございます。こちらは今年の4月から6月に全国の行政庁のご協力のもとで、基準法に基づく確認済証が交付されました案件のうち省エネ法に基づく届け出が実際に行われた件数を調査したものです。

大規模な第1種の特定建築物に関しましては、非住宅・住宅の9割前後というふうになっておりますけれども、中規模なものにつきましては非住宅で7割強ということでやや低い率になってございます。

この届け出を行っていない場合には、行政庁のほうで督促等を行っているということで、督促を行った場合にはおおむね対応していただいているという状況でございますけれども、かなり行政庁側にとっては負担になっているという状況でございます。

続きまして、18ページから19ページは一次エネルギー消費量基準の概要でございます。18ページにもございますように、一次エネルギー消費量を計算するには外皮性能から定まります空調負荷のほうを求めまして、それを基に空調エネルギー消費量を求めまして、それ以外の換気、照明、給湯、昇降機のエネルギー消費量と合計をして、建物全体の一次エネルギー消費量を計算する仕組みとなっております。

そして、19ページにございますように、その合計した数値が基準値を下回ることをチェックする手続きを通じて、基準への適合性を確認する仕組みとなっております。ちなみに建築基準法上において構造計算につきましては、20ページにございますように確認手続きの一環として、確認申請と並行して構造計算の適合性判定を行うという仕組みとなっております。

続きまして、21ページをご覧ください。こちらは省エネ法に基づきます届け出とそのあとの行政指導の担保処置を整理したものでございます。新築・増改築の際の大規模な建物の届け出につきましては、指示命令等が行えますけれども、足下の現行制度では中規模な建物については勧告ということになってございます。こちらにつきまして指示等に強化する必要があるのではないかということで、今後義務化範囲の拡大に向けた措置として先ほどの骨子のほうに記述をしているところでございます。

次に22ページをご覧ください。こちらは、中小規模の工務店における実情を調査した結果でございますけれども、雇用社員数が2名以下の工務店の場合には省エネ基準に適合した住宅を建築した経験があると回答した比率が、赤枠で囲っているように4割を切っているという状況でございます。こういう中小規模の工務店における対応の推進が課題になっているわけでございますけれども、23ページにございますように、現在年間1万人から2万人の中小工務店の方々に講習会を通じてこの省エネ基準について勉強していただいているという状況でございますけれども、こういう方々に実際に建築していただくということに、いかに取り組んでいただくかが、今課題となっている状況です。以上が1の(2)

に関する参考資料でございます。

続きまして、骨子案にまたお戻りいただきまして、3ページ目、一番下(3)建築ストックにおける適切な対応を確保する方策のあり方でございます。建築物を建築したあとには、現行の省エネ法におきましては、増改築・修繕・模様替え、また設備の設置・改修の際の届け出ですとか、あとは維持保全状況に関する定期報告制度が設けられてございます。これらの制度についても見直しが必要ではないかということで、講ずべき策として整理してございます。

4ページ目の上のほうの、講ずべき施策の1ページ目でございますけれども、建物全体の省エネ制度を左右する可能性がある一定規模以上の増改築、こちらの届け出につきましては、現在は、中規模建築物は新築と同じように勧告となっておりますけれども、そちらも指示対象とするということを通じまして、建築ストックにおける省エネ性能の確保のほうを図っていききたいというのが1点目でございます。

そして、2点目でございますけれども、一方で増改築を伴わない修繕・模様替えですとか、あとは設備の設置・改修、こちらにつきましては必ずしも建物全体の省エネ性能に及ぼす影響が大きくない一方で、手続きの負担については非常に重いことから、こちらについては廃止ということで合理化をしていききたいということ、2点目の項目として加えてございます。

そして、その下の定期報告でございますけれども、この3年ごとに建築基準法の定期報告とは別に省エネ法独自の制度といたしまして、設備等の維持保全状況をチェックして、そのチェックリストを提出するという仕組みがございますけれども、こちらにつきましても制度の目的は既に達成されている一方で、報告をしていただく方、受け取るほう、両方にとって非常に重たい負担になっているという批判を浴びております。こちらについては、廃止をするべきではないかということで整理をしております。

関連の状況を、また(3)の参考資料1の24ページ以降でまたご紹介させていただいています。25ページは省エネ法に基づく届け出対象の一覧表です。新築・増改築以外に設備の設置ですとか、あとは修繕・模様替え・設備の改修、こういう項目についても今は届け出を求めている状況でございますけれども、こちらについては非常に手続き負担が重いという批判を浴びている状況です。

26ページは定期報告制度の概要でございますけれども、新築時に届け出を行った建築物等につきましては、3年ごとにこの26ページの右側にございますように、窓の清掃状況ですとか、設備のフィルターに汚れとか目詰まりがない、こういうようなことについてチェックをして、そのチェックをつけたチェックリストを3年ごとに行政庁に報告をするという仕組みになってございます。

27ページにございますように、これを3年ごとに同じ建物についてすべて報告が求められるようになりますので、雪だるま式に件数が増えていくということと、28ページにございますように、受け取る行政庁・報告する事業者双方からこの制度については非常に負担にな

っているということで、批判を受けているという状況でございます。以上が、大きな1番、規制的手法に関する骨子案と、参考資料のご説明となります。

続きまして、骨子案のうちの後半部分として、規制的手法のあと、誘導的方策のあり方についての内容についてご紹介いたします。

骨子案の4ページの下の方で、2の(1)新築の高度な省エネルギー対応を誘導する方策のほうをご覧ください。省エネ基準が将来引き上げられていくということをあらかじめ見越して、高度な対応を建築主の方に講じていただく環境整備が重要であることから、講ずべき策として5ページに何点か整理してございます。

5ページをご覧ください。講ずべき施策として、1つ目が評価認定表示制度。高度な対応を、きちんと市場が評価する仕組みの構築について記述してございます。また、実際に高度な対応を講じたZEH、ZEB、LCCMについての普及・定着に向けた支援の実施でございませうか、災害時のエネルギー自立性向上などの付随効果についても情報提供・周知を図っていくこと。また、こちらの支援を含む各種支援に際しては、当たり前のことでございますけれども、省庁間における適切な連携・役割分担の確保を図るという項目をここに入れてございます。

そして、その次が住宅トップランナー基準に関連する項目でございますけれども、こちらについては実際にそのトップランナー基準への対応状況を踏まえまして、基準のあり方を検討するという項目を入れてございます。また、外皮性能の関連でございますけれども、外皮性能が確保された住宅建築物というものは健康快適性などの面でも非常にすぐれているということから、長期優良住宅や低炭素建築物等の優良な建築物を支援する仕組みでございませうか表示制度を通じまして、外皮性能を確保した住宅・建築物ストックの形成を促進する必要があることをここで記述してございます。

また、前回の部会におきまして、賃貸住宅につきましては、家主の方に省エネ性能を引き上げるインセンティブがなかなか弱いということをご指摘をいただきました。関連してここでは一定の省エネ性能を有する賃貸住宅の整備に対する支援を通じて、省エネ性能が確保された賃貸住宅ストックの形成を促進する必要があるという項目を入れてございます。

こちらの2の(1)に関連する参考資料を、また参考資料1のほうでご紹介をさせていただきます。30ページは、持家と借家別の住宅に対する不満率でございまして、賃貸住宅の各要素とも不満率が高いということですが、その中でも赤枠で囲っている住宅の断熱性・気密性、冷暖房費用などの省エネルギー関連の項目は不満率が高いという状況でございます。

そして、31ページ以降は環境性能の評価・表示制度の関連でございます。総合評価と省エネルギーに特化した類型、両方ございますけれども、そのうち総合評価タイプの例といたしまして32ページ以降に建築環境総合性能評価システムCASBEの概要と、公共団体における活用状況を33ページにおつけしてございます。

そして、34ページは建築物の省エネ性能に特化した性能表示制度であるBELSの概

要をおつけしています。また、住宅については省エネ性能を含む総合的な性能表示制度、各住宅性能表制度の概要を35ページに。そして、36ページは中小工務店によるゼロ・エネルギー住宅の整備を支援している事業の概要をおつけしてございます。

37ページから38ページは、ライフサイクルカーボンマイナス住宅の概要をおつけしてございます。建築研究所内に今デモンストレーション棟を建築して、効果等の検証を行っている状況でございます。

そして、39ページは住宅トップランナー基準の概要でございます。40ページは低炭素建築物の認定基準と認定の実績をご紹介します。そして、41ページと42ページは長期優良住宅に関する認定制度の概要と認定状況をご紹介します。

そして、43ページが新築の際の省エネルギー化に関する融資・税・補助による支援メニューの一覧表でございます。そのうちの融資に関しては44ページでございますように、住宅金融支援機構の証券化支援事業の中で性能が優れている住宅について金利引き下げをして支援する仕組みがございます。

また、45ページは長期優良住宅・低炭素住宅に関する税制上の支援措置の状況を整理したものです。

また、46ページは賃貸住宅につきましては、住宅金融支援機構が直接融資制度に基づきまして、年間8,000戸以上今年、整備のほうを支援してございますけれども、46ページの左側でございますように、要件として一定の省エネ性能の確保を求めています。この結果として省エネ性能が確保された賃貸住宅の整備を推進しているという状況でございます。以上が2の(1)の関連の参考資料でございます。

続きまして、また骨子案にお戻りいただきまして、2の(2)、今度は建築ストックの省エネ性能向上および使用者による省エネ行動等を誘導する方策、こちらについての項目でございます。

5ページが一番下から、講ずべき施策の方向が記述してございますけれども、特に改修の際には規制がネックになるケースがございますので、そのような規制の合理化を通じて、ストックの省エネ化を推進する必要があることを記述してございます。

続きまして、6ページが一番上でございますけれども、改修の場合には1度の改修ではなかなか全面的な性能の向上を図ることは難しいということから、段階的・計画的な、適切な改修を認定支援する仕組みが必要であることが一番上の項目でございます。

2番目の項目は、そういう制約が多い中で先導的に行っているような取組みへの支援でございますとか、ストックの省エネ性能の評価・表示手法の整備等を通じまして、効果的・効率的な省エネ改修の取組みを推進する必要があるということが書かれてございます。

また、3点目といたしまして、前回の部会でもご指摘のございました健康維持・増進効果の面からの情報発信を通じて、断熱改修等の取組みを推進するというところで、スマートウェルネス住宅関連の項目を掲げてございます。

また、4点目といたしまして、各種設備の設定とか制御の適正化等運用段階におけるマ

ネジメントの適正化に向けた支援に関する項目を掲げておりまして、そういうマネジメントの一環として、エネルギー使用状況に関する見える化ですとか、あとはポイント付与、環境教育・社会見学等を通じた省エネ行動等の推進に関する項目をそのあとに掲げてございます。

この2の(2)に関する参考資料を、また参考資料1でご紹介をいたします。ページは48ページでございますけれど、こちらはHousing Energy Management System、HEMSを搭載した住宅と搭載していない住宅、または搭載した集合住宅の中でも積極的に活用している世帯と、そうでない世帯を比較して、エネルギー使用量で有意な差が出ている例を報告している事例でございます。

そして、49ページは改修に関する融資・税・補助における支援メニューの一覧表でございます。そのうちの補助につきましては50ページでございますように、改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれるような改修について補助を行っている省エネルギー改修等推進事業を推進しておりまして、51ページから52ページにありますように、既存住宅の性能表示ですとか、あとは長期優良住宅の改修基準、こちらのほうの検討の一環として今検討会を25年度から26年度にかけて進めております。

52ページが一番下でございますように、長期優良住宅化リフォーム推進事業の一環として、こちらの基準の妥当性を検証の上今年度中に基準案をとりまとめ、27年度に告示化をするということで今、検討を進めております。

そちらの長期優良住宅化推進リフォーム推進事業の執行状況を53ページにご紹介してございます。54ページ以降はスマートウェルネス住宅の実現に向けた取組みの関連でございます。人口構造の高齢化に伴いまして、安全・安心に加えて健康に暮らし続けられるようなスマートウェルネス住宅の実現を今進めておりまして、55、56ページは〇〇委員よりご提供いただきました資料でございますけれども、高知県の梶原町において外気温が低い場合に、断熱性能の違いによって室内の気温の変化が変わってくる状況と、このように断熱性能を上げて屋内の気温が一定水準以上に保たれる場合に、56ページでございますように、冬季において循環器系の疾患の死亡者数が非常に増える傾向は改善できる可能性があるということで資料としておつけしております。

このようなことを実証的に検証する一環として、57ページでございますけれども、医療関係者と連携をして、断熱改修をした前と後で健康面への影響について今検証をしている事業を紹介しております。

58ページ以降は省エネ行動の推進の関連で省CO2先導事業の概要を58ページ、この事業において支援している例として59ページに、磯子のスマートハウスにおける見える化とポイント付与による省エネ行動の推進の取組み。

また、60ページには、見える化に加えまして、環境教育・見学ツアー等地域レベルでの取組みを推進するようなことをしている事例についてご紹介しています。以上は2の(2)関連の参考資料でございます。

一番最後の2の(3)でございますけれども、骨子案のほうの6ページ、資料2をご覧ください。2の(3)その他ということで、こちらは前回の部会でも都市的なコンテクスト等の観点も必要ではないか等のご指摘がございましたので、項目として都市の低炭素化等に向けた取組みに関連する項目を2つ掲げてございます。

講ずべき施策の方向の1つ目として、集約型の都市構造への転換。こちらは主として交通分野での省CO2効果が非常に高いというふうに言われております。また、一番最後の「街区・まちづくりレベル」というのは総合的な取り組みの推進ということで、複数の住宅建築物において連携によるスケールメリットを生かした取り組みを図っていくことの必要性について、ここで提起をしております。

参考資料のほうでは、一番最後の62ページから関連する資料をおつけしております。62ページは、都市構造がより集約化されている高知市のほうが前橋市に比べて運輸・旅客部門の1人当たりの年間CO2排出量がきわめて小さくなっているデータをご紹介します。

続きまして、63ページは都市の低炭素化の促進に関する法律。都市機能の集約化等を推進しているこの法律の概要を紹介しております。一番最後の64ページは省CO2先導事業において支援している芝浦二丁目スマートコミュニティ計画、こちらのほうで街区単位で建物間で連携した取組みを推進している事例としてご紹介をさせていただきます。

私のほうからの説明は以上でございます。

(部会長) はい。ありがとうございました。

続きまして〇〇委員よりご提供いただいた資料がございますので、〇〇委員より資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員) それでは、参考資料2をお開きください。前回は家庭用のエネルギーについて事務局のほうからご照会がございました。これは私どものほうで推定しているデータでございます。資料のメインデータは総務省の家計調査年報でございます。従いまして、家庭で支払った電気料、ガス代等から逆に推定して、エネルギー消費量を出したというものでございまして、この家計調査では基本的に単身世帯は別扱いになっております。これは単身世帯が除かれているわけですね。単身世帯は別にデータがあるんですけども、若干データの精度が粗くて、4カ月に1回しか発表されないものですから、月別にデータを追いかけることができないので、同様の解析ができないものですから、ここは普通世帯、一般世帯というふうにお考えください。ですから、若干違っていることは前回お話ししたとおりであります。

最初の1枚目の左側がエネルギー種別でありまして、右側が用途別になっておりまして、黄色い矢印で特徴的なところだけを強調しておきましたけれども、近年合計あるいはエネルギー種別とともに減少傾向に入っているということは、前回お話しがあったとおりであります。右側を見ていただきますと、これは用途別ですから、用途別ですと、電気だけ

が一貫して伸び続けてきたことが良くわかると思います。

3. 1 1以降、若干傾向が変わっておりまして、少し落ちていますが、これが定常的な傾向で続くのか、また反転して電気が伸びに転じるか、これは今後の情勢次第でありますけれども。きわめて特徴的なことは電気の消費量が目について大きく伸びているということです。

2枚目を開けていただいて、これは地方、9地方別に分けた値でありまして、当然積雪寒冷地ではエネルギー消費が多くて、温暖な地域ほど少ないということは見取れると思います。上は、エネルギー種別でありまして、下の3ページ目が用途別であります。どちらを見ていただいてもいいんですが、特徴的なところを2、3申し上げますと、上のエネルギー種別で行きますと、北陸地方が電気の消費量が多いことがおわかりいただけると思います。これは、なかなかバックデータと整合が取れた説明ができないんですが、ほかの資料から見ますと、北陸地域の住宅の面積が若干広いということがたぶん影響しているんだらうと思います。

下を見ていただきますと、やはり北海道、東北の赤い暖房用が多いことがおわかりいただけると思いますし、温暖な九州は非常に少ない。ですから、地域によってこれだけ差があるということがおわかりいただけると思います。

4ページ目、5ページ目は、直近の年度の構成比を4ページ目がエネルギー消費量、下の5ページ目は支出額で表したものです。まず上を見ていただきますと、電気の消費量が伸びてることが如実に出ておりまして、約半分近くは電気の消費になっている。

それから都市ガスとLPは両方ともガス系でありますから、ガス全体で見れば、ざっくり合わせれば30数%になります。灯油が21%。

これを用途別に見ますと、もっとも単独の用途で大きいのは給湯であります。もちろん照明、家電はいろんなものが入り交じっていますので、足し合わせますと34%ですから一番大きいんですけども、給湯用が単独用途では一番大きいことがおわかりいただけると思います。

暖房は約4分の1、冷房は2%であります。下の5ページ目を見ていただきますと、これは消費支出で表したものです。家計調査で取っているから、それは支出額でも見ることができるわけですが、全国の光熱費の支出額が21万2,000円でありまして、これは近年消費支出額の消費支出に占める割合がどんどん増えておりまして、6%に達しております。

消費支出に占める割合が6%というのは、近年なかった状況でありまして、諸外国で行きますと、だいたいアメリカ、イギリスとも4%から4%弱ぐらいが一般家庭での光熱費のエネルギー代の支出割合でありますから、日本の場合はそれから見ると50%ぐらいは高負担になっていることがおわかりいただけると思います。

右側は、これが前回お話ししたことにつながるわけですが、暖房エネルギー消費代としてどれくらい出しているかということで、4万円強と、これが年間の日本の一般家

庭の暖房支出なんですね。ですから、暖房の、既築の省エネルギー改修をするということ
はきわめて重要なことではありますけれども、住宅で断熱改修をやろうとしますと、すぐ
に100万円は超えるようなオーダーになってくると思います。

もちろん、規模、それから造りによって違うわけですが、少なくない出費が必要
になりますけれども、それで相対的に削減できる光熱費というのはさほど大きな期待がで
きないとなりますと、今、縷々ご説明がございましたように、ノンエナジーベネフィット
であるとか、大規模な改修と合わせて省エネを必ず一体的にやるとかしないと、単独で省
エネのためだけに省エネ改修をするということだと、きわめて難しいということがおわ
かりいただけると思います。

最後に6枚目をご覧くださいまして、これが一般の先進国とあるいはお隣の韓国と比べ
た図でありますけれども、日本が一番下にありますように、ご覧くださいますと、住宅の
エネルギー消費が伸びてる、伸びてると言われますけれども、こういう国々と比べるとエ
ネルギー消費はきわめて慎ましかだと。特に、際だってこの暖房費が少ないのが特徴的
かと思えます。

お隣の韓国は、ご案内のようにもともとオンドルという空気式の床暖房が一般的な住ま
い方でありまして、今それがほとんど温水の床暖房に変わっておりますから、暖房条件か
らすれば日本よりずっと進んでいるんだろうと思いますし、いわんや先進諸国は冬中セン
トラルヒーティングというのが普通の設備でありますし、アメリカは加えて冷房もあるん
です。セントラルということが過半の住宅で整備されている、使われているわけでありま
すから、圧倒的日本の暖房の水準は低いんじゃないかと私は思っております。

もっと増えて然るべきだと一貫して主張してきましたんですが、もうこういう時代ですから
増えるということは言うなと言われてますんで、増やさないでいかに性能を上げるかとな
れば、より一層の省エネ住宅化ということを推進しないと、それを放置したまま暖房水
準を上げようとする、これはエネルギー消費がさらに膨れあがってしまうということに
なりますから。その辺が他の国と違うところだと。

加えて申し上げておきますと、一番右側は若干国によって仕分けがうまくできていない
ので、家電とか照明家電とか一緒になってますが、一番右側にあるのは照明家電とお考え
いただいていると思いますけれども、日本の場合にはヨーロッパ諸国と比べますと、この
部分につきましては5割ぐらい多いんですね。

これもやっぱり家電製品の普及率を見ますと、日本のほうが圧倒的に豊富なものが入っ
ていまして、典型的な例で申し上げますと、暖房便座なんてほとんどこういうふうにあ
りませんから、それが消費量が多いとはいいませんけれども、非常に家電製品によるエネ
ルギー消費が多というのも特徴であります。

また、給湯用が中にグリーンで書いてありますけれども、ここも日本とフランスドイツ
と比べていただくと、倍・半分くらい違うわけですが、これも当たり前の話ですけど、生
活行動が違うわけでありまして。

他の国はほとんどシャワーをしたりとか、バスタブに湯を張るといのはドイツなんかではアンケートとってみますと週に1、2回くらいが普通で、ほとんどシャワーで済みます。シャワーで済ませられるということは、逆に言うと冬場でも暖房が管理しているからそれで済むわけで、日本で冬場で済まそうと思ったら入っている間中流しっぱなしにしないと、止めたら風邪引いちゃいますのでそうは行かないわけでありますけれども。

こういったお国柄があるわけですから、多いからどう、少ないからどうとは一概には言えませんけれども、日本の立ち位置ということをこういう形でご確認いただいた上でまたご議論いただければと思います。ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございました。大変興味深い資料をありがとうございました。北陸は、日照時間のことも影響があるのではないかと、私は考えてます。ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からご説明のありました資料1についての質疑応答に入りたいと思うんですけれども、大きく1番目の規制的手法と2番目の誘導的手法に分かれてまとめてあるというご説明がありましたので、まず最初に1の規制的手法にかかわる部分について、その案ですと4ページのかなり下のほうにあります、について討議をしたいと思います。

ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。ご発言ある方は、これを、名札を立てていただいて、発言の前にご氏名を、お名前をおっしゃってから発言をお願いします。

それでは、まず〇〇委員からお願いします。

(委員) 〇〇です。規制的手法の中で、3ページの2)義務化対象範囲の拡大に向けた対応関連の中に4つポツが書いていただいています、その3つ目のポツ、設計者、中小工務店の負担を軽減し云々の中で基準適合性をチェックする際に用いるプログラム等の使い勝手の改善等を図るといふように記述していただいております。

これは、一次エネルギー消費量算定プログラムのことかと思いますが、これの使い勝手等の改善等を図るといふのは当然のことであって、義務化対象範囲が拡大するために、やっぱりこのプログラムが多く設計手法、多くの機器類にきちんと対応するということが大事なんではないか。

具体的に申しますと、住宅で申しますと、例えばパッシブな手法というのは、学術的になかなか対応、研究成果としてきちんと評価できないという点があるために、設計されている方から見れば、もっと効果があるはずなのに評価されないんじゃないかというようなご意見があります。でも、それも研究がきちんと進めばきちんと評価できるんじゃないかというふうに思うんです。

もう1つは、新しい材料とか、新しい機器類ができたときに、それがどういうふうにこのプログラムの中で生かされるのか、評価されるのかという道筋が、設計する側から、あるいは技術を開発する側から見えていないという点です。

例えば、建築基準法の構造ですと、材料とか構法といったものは、ある公的機関で評価

していただいて、それを評定にかけて、認められるというような道があるかと思うんですが、義務化対象範囲の拡大にむけてはこのプログラム、プログラムとかやる評価システム全体も、ぜひどうやったら新しいもの、新しい取組みが評価されて自分たちの新しい設計というのがきちんと取り組まれるかという道筋を明確にさせていただく必要があると思います。以上です。

(部会長) はい。ありがとうございます。世の中のいろんな進歩に対応する仕組みがここにちゃんと盛り込まれているかということで、大変重要なご指摘だと思います。これについて事務局、何かお考えあるでしょうか。

(事務局) はい。拡大のときの使い勝手、それはもう当たり前と、厳しいご指摘でしたけれども、義務化する基準、3ページが一番上のところと密接にかかわるところかと思ますので、そういう新しい技術開発が適切に位置づけられる環境を整備する必要性について、場合によっては付記をして、パブリックコメントのほうにかけていきたいというふうに思っております。

(部会長) はい。ありがとうございます。〇〇委員、それでよろしいですか。はい。たくさん、今、立っていて、先ほど私がパッと見た範囲では次に早かったから、〇〇委員にお願いします。

(委員) 〇〇でございます。手短かに発言したいと思います。2つほどございまして、1つ目はこの資料2の2ページ目の中程ですかね。建物間の連携した取組みの評価というところに関しての意見なんですけれども、これは大変結構な良いことだと思うんですけれども、省エネ基準であるとか、ZEB、あるいはZEHの定義とも関連するんですけれども、何かオンサイトの省エネ、太陽光発電であるとか、太陽熱利用が主に評価対象と、省エネの評価対象となっていると私はそう思っているんですけれども。

これを進めていくと、結果的に環境価値の取引であるとか、環境価値認証とか、場合によっては所有者の異なる施設間であるとか、DHCを含むプラントとの関係とか、かなり広い分野の話になるので、後段の、あとでご議論のある都市とか外部の取組みともかかわることなんですけれども、どこまで踏み込むかというのを、建物・住宅単体の話と建物間の連携した取組みの話、何かわかりやすくしていかないといけないのではないかという意見でございます。

もう1つですけれども、3ページ目の一番下の(3)ですけれども、建築ストックにおける適切な対応を確保する方策のあり方と、冒頭にどうか、ここに書かれていることについてそのとおりにいうふうに感じますが、実は建築ストックだけの話ではなくて、新築の建物もコンディショニングが重要で性能コストがしっかりできていないといけないのではないかと。

意味としては、ポテンシャルを正しく発揮できていない環境がたくさんあって、住宅はまあ別かもしれませんが、特に大型の建物だと知らない間、ずっと正しく使われないで時間が過ぎていくということがよくあるものですから、実は新築もストック同様に同

じ対応が必要であろうという意見でございます。以上です。

(部会長) はい。ありがとうございます。

今2点ご指摘で、最初のほうについては、これは本当に、日本全国でバランスが取れていればいいじゃないかまで広がったらお話にならないわけですから、どういうふうにするか大変難しいとことだと思えますけど、評価方法等を検討するとありますので、今の段階ではこれでよろしいですかね。ご意見として重要だというご意見をいただいたということで。

それから、2番目の新築に関しても運用と空気の取り入れとか、そういった運用についても重要じゃないか。これについては何か事務局のほうからお考えあるでしょうか。

(事務局) かかわる項目としては一番最後の6ページのマネジメントの適正化に向けた取組み、先ほどおっしゃっていたような各種の設定、制御の適正化の一環として、場合によっては情報提供する中で対応することも考えていきたいと思えます。

(部会長) はい。ありがとうございます。次、〇〇委員、お願いします。

(委員) 〇〇です。この委員会の仕事の範囲というか、ミッションと言いましようかね。その辺を少し確認したいんです。この委員会が世の中から注目されている一番の理由は義務化を検討するからなんですよね。その義務化について、今日の案は第一次の骨子案ですから、基本的な方針が書かれていけばいいんであって、今日のような内容で全体としてはよいと思えます。しかし第二次以降のことになりますと、義務化の行政的な中身について審議していく必要があるのかもしれませんが。あるいはそこまではこの委員会に行政側として求めてはおらず、この委員会は基本的な方針だけを審議すればいいかもしれません。そのあたりが不明確なので、少しコメントをいただきたいということなんです。

特に義務化の話になると、建築基準法というのが既に何十年も前から義務化されているわけございまして、建築基準法の審査のやり方というか、行政的な判断の仕方と、今回の省エネ基準のそれとの比較ということがあると思うんです。

構造基準と同じように、エネルギーの基準でも、建物の諸データを数字で入力して、それで一次エネルギーの消費量を計算するわけです。省エネ基準が義務化になった場合、計算プログラムへの入力データの数値まで正しく入力されているかどうか、行政の窓口でもって判断しないと、省エネ基準に適合しているかどうか、判定ができないわけです。そのあたりのことも頭に入れて、この委員会の中で審議する必要があるのかどうかというところが、気になります。ですから、そのあたり何か今の段階で言えることがあたら言っていたきたいということでございます。

(部会長) はい。ありがとうございます。根本的な、この部会のタスクに関しても含めてのご質問と、それからもう少しどうあるべきかということも含めたご意見だと思えますけれども、これはどなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

(事務局) いただいたご質問は、義務化の行政的な中身についてどこまで議論していくかというご質問でございましたけど、骨子案の中にも例えば民間機関の活用など義務化の仕組み的なところについて、そういう方向が必要ではないかというのを一部入れておりま

すので、仕組みとしてこういう方向が必要ではないかというご意見も、当然この場でご審議いただくべき内容かというふうに思っております。

義務化の仕組みが確定していて、それを報告するという形の審議会ではございませんので、逆にこういう仕組みであるべきではないかというご意見も含めていただければと存じます。

(委員) はい。ありがとうございました。

(部会長) 仕組みの中身を審議する一方で、そのものについては、原案という中身そのもの、数値をこのぐらいにすべきじゃないかとか、そういうことはここでは議論すべきという趣旨だったのでしょうか。

(委員) いえいえ。判断基準値の高さとか、そこは別に質問していませんけれども、そういう判断基準をするための信憑性の問題があるわけですね。そこをうまく審査できるようなことまで考えた仕組みを議論するのかどうかということです。

(部会長) 偽装事件みたいなことが、この中で起きることも想定で仕組みを構築するかどうかということ、これは大変難しいというか重要なご指摘と思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局) 当然、そういう信頼性の確保が重要であることは認識をしておりますので、実際の制度設計ではそういうご意見も踏まえて検討していきたいと思っています。

(部会長) はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

(委員) 〇〇でございます。それでは、私も住宅生産者の立場から幾つか述べさせていただきます。

まず、全般的には今までわれわれから出ささせていただいた要望、数多く取り入れていただいておりますので、その点まず感謝いたします。その上でということで、前半の規制的な手法に関しまして3点、少し改めてお願いというか、お話をさせていただきます。

1つ目は、3ページの義務化の対象を住宅へ拡大するにあたっての配慮という点でございますけど、繰り返しになりますが、やはり義務化の時期であったり、水準、あるいは評価手法、これはやっぱりわれわれは非常に影響力が、影響が大きいものですから、そのあたり十分勘案していただきたいなということと、手続きに関しましても、うたわれていませんけれどもやはり中小工務店を配慮した上で、できるだけ簡素な申請方法というのをお願いしたいと思います。

それから、先ほど〇〇委員のほうからも触れられましたけれども、算定プログラム、これに関しましては前回も、改善をということをお願いいたしまして、既に検討着手していただいておりますので、ありがたいんですが、来年4月から本格的適応ということですので、実務面を考えますとやはり2月ぐらいまでにまず改善の対応をやっていただきたいということがございます。

それから、もう1点は外皮性能に関してなんですけれども、やはり良質なストック、

住宅のストック形成には、やっぱりここに出ていますように新築時に一定の断熱性能確保、これは必須だと思いますので、基準そのものが一次エネルギー消費量のみということになりますと、設備依存的な見方になるというか、そういう傾向が出てはまずいですから、過度な水準は不要でございますけれども、一定の外皮性能の確保がやっぱり必要かなということがございます。

これが義務化に関する1点目でございます。2点目、3点目は4ページの、ストックに関するところなんです。建築ストックにおける省エネ化の手続きの合理化にかかわるところでございます。ここで、出させていただきます、うたわれていますような、3年ごとの維持保全状況の報告、それと改修工事ですね、この届け出、これの廃止は非常に私どもにとっては、ありがたい、というか大いに賛同ということで、できるだけ早期に合理化をお願いしたい、これが1点と。

それから、ただ一方で、3点目になるんですけれども、中規模の建築物、特に住宅にしまして、これの新築のみならず、増改築に関しましても届け出が勧告から指示対象というふうになっていますので、このあたりはやはり、できれば住宅の増改築に関しましては勧告にとどめていただけないかなと。

といいますのは、やはり今後増改築、リフォーム、このあたりストック活用型の住宅市場形成、これを積極的に進めていく上で、やはりその規制強化的な方向性というのは日本の市場活性化のある種の阻害要因になりかねないなという件がございます。特に中規模の分ですね。私どもも含めて個人消費の多い賃貸住宅ですので、そのあたりのリフォームへの投資のマインド低下みたいなものになるんじゃないかなという懸念がございます。できれば強化の方向じゃなくて、現行というところで住宅の増改築。新築じゃなくてですね。増改築のことに関しましては、とどめていただけたらというふうな希望でございます。以上でございます。

(部会長) はい。4つ、大きく分けると4つご意見があったと思います。1番目と3番目はご要望・ご意見ということで、特にご回答は要らないかと思っております。2番目の外皮性能と、4番目の増改築に関するご要望について、事務局のほうから何かありますでしょうか。

(事務局) 住宅の外皮性能の確保については、きわめて健康面での意義も含めて重要であるというご指摘は、前回の部会でもいただきましたので、今回外皮性能確保の推進ということで書いてございます。一方で、大規模非住宅で今回義務化をする際には外皮性能も勘案した一次エネルギー消費性能に関する必要最低限の義務化で対応すべきと考えておりますので、そこはご理解いただければというふうに思っております。

その一方で、増改築の場合の、中規模についても勧告のところを、指示に引き上げるという件につきましては、対象となる増改築というのは、例えば300平米以上で増築に伴い床面積が2倍になるような、建物全体の、省エネ性能を大きく左右するようなケースに限定して現在も届出を行っていただいております。そういう場合についての、担保措

置ということでございますので、修繕、模様替えのような小規模な改修の場合にそういうことを求めるわけではございませんので、そういう建物全体の省エネ性能を左右するような場合については、やはりきちんとした対応をできればしていきただければというふうに考えております。

(部会長) 2番目のほうについて、〇〇委員、よろしいでしょうか。

(委員) できればということで、さらにご検討いただけたらなと思いますけれども。

(部会長) はい。じゃあ、さらにご検討いただくということにさせていただきたいと思っております。

〇〇委員、お願いします。

(委員) 〇〇でございます。どちらかというとお願ひ、要望等になるかと思いますが、2ページ、3ページの中で、大規模な非住宅建築から第1段階として入っていくということの中では、私どもの協会が、役に立っていかなきゃいけないというところだと思います。そして省エネ対策につきましては重要と認識しておりますし、新築時の建物の省エネ性能報告については当然前向きに考えております。

ただ、その中で、今回の基準適合の義務化で、先ほども〇〇委員のほうから話が出ましたように、義務化という法制化の考え方の中では、構造の適判もありましたけれども、非常に混乱を招く恐れがあるのではないかと考えております。

ですから、大規模であれば設計期間等々も非常に長いし、難易度も高いというところもありますので、申請も含めまして制定後施行までは十分な周知期間、これを確保していただきたいと思っております。

それから、当然その申請期間、これが今度は長期化になりますと、現場等々の工程等含め、影響が出る可能性もありますので、重ねて周知期間は持っていただければと思っております。

それから、もう1点のほうのお願いですけれども、これは前々からお願いしていましたが、今回新PAL、それから一次エネルギーの算出になりました中で、当初から旧のCEC、それからPALという中では整合性を取るようお願いするというような話をしてまいりました。

そんな中で、新PALにつきましては、例えば日本の国、冬でも当然断熱効果が必要になります、ただ、一番エネルギーを使うというのは非住宅を含めまして、夏のエネルギー消費が非常に多い、特に大規模のセンターコアの場合等々を含めまして、庇とかフィンで、日射を日陰にすると、効果も出ています。ところが新PALの計算の中では効果が思うように出てこないというような話も伺っておりますので、重ねて、そのプログラムが整合性のあるような対応にさせていただきたいと思っております。それが2点目でございます。

それから改修、定期報告等々がありましたけれども、この改修、定期報告はまさにこのとおりだというふうに思っております。特に改修の場合は施主等々の事情もいろいろあります。

それから一律に基準適合な形で求めていくと、場合によっては長寿命化の改修等の妨げになるという考え方もありますので、改修の義務化というのはいかがかなと思いますし、それから届け出に伴う指示等の基準を、新築と改修では、同じレベルではなく、改修というレベルの中で対応していただきたいと思っております。

特に省エネ改修であれば、支援の充実とか、評価表示制度等々も出ていますけれども、そんな制度の中での誘導の方策、これが望ましいというふうに思っています。

そして、最後に定期報告になりますけれども、これも4ページのとおりだと思います。実際にでき上がった建物についての維持保全を的確にやっているオーナー側にとっても非常に負担になっておりますので、これについてもできれば抜本的な合理化でお願いしたいと思っております。以上でございます。

(部会長) はい。ありがとうございました。4点ご指摘いただいて、あとの2つについては、まあ、だいたいこの方向でご要望通りだということかと思えます。

それから1番目の周知期間については、いわゆる耐震偽装問題の年のことも、住宅局として非常にしっかりと考えてやってきたということで、さらに施政方針を言ってもいいですけども、事務局としては重々おわかりになっていることかと思えますので。

2番目の新PALの整合性について何かおっしゃることがあれば、事務局のほうからお願いしたい。

(事務局) そうですね。こちらについては各団体のほうからご要望も今いただいておりますので、そういう技術的な検討を行う場もございますから、そういうところで逐一審議をして、可能なところからまず改善をどんどんしていきたいと思えます。

(部会長) はい。ありがとうございます。それでは、〇〇委員、お願いします。

(委員) 〇〇です。2つございます。まず用語の話から質問させていただきたいんですが、いろいろなところで散見するんですが、「既存建築物」という言い方と「建築ストック」という言い方が出てきます。これは、あえて使い分けをした言葉なんでしょうか。というのは「ストック」というのはかなり日本語的に使われている場合が非常に多くて、英語に訳すとなかなか訳しにくい。既存はExistingですから、既存だと思うんですけど、これはあえて使い分けをしているのかどうかというのがまず質問です。

これは、添付資料、参考資料1の2ページ目でしょうかね。この中にも新築に対してストックというふうに書かれていますので、ここでは「既存」という意味なんだろうと思えますけれども、その辺をちょっと質問。

それから、2つ目は、これはあえてこの場で申し上げるべきかどうかわかりませんが、全体を読んでみて、義務化ですので、義務化ということは当然罰則規定があるというのが通常の日本の法制度だと思うんですが、罰則になるものがあまりよく明示的に読めないですよ。全体を通して。それをあえて書かない理由というのはどこかにあるんでしょうか。この2つです。

(部会長) はい。これは両方ともお答えいただきたいと思うんですけど、よろしくお願

いします。

(事務局) 最初のご質問の「既存建築物」と「建築ストック」は同じ意味で使っておりますので、基本的に問題なければ「既存建築物」等で統一を図っていきたいというふうに思っています。

(委員) 私は統一したほうが良いと思ってまして、これは先生方いろいろご意見があるかと思えますけれども、常々私がよくわからなかったことですから、統一していただいたほうが良いと思います。

(部会長) はい。この点、ありがとうございます。単に「ストック」という言葉はやめましょうというふうに、私も言っていて、建築ストックというふうな形に変えさせていただいた経緯はありますけれども、「既存建築物」で統一するというところでよろしいでしょうか。はい。それはお願いします。

あと、2点目、罰則の件についてお願いします。

(事務局) 法律上の罰則は、例えばいろいろな手続きを課した時に、例えば命令をした場合に従わない場合とか。今現在も省エネ法上、先ほども参考資料の中の整理表で指示、命令、罰則という体系と、あと罰則のない勧告という体系がございます。そういう場合に、どこにかけていくかは、細かい法制上の検討をしてからでないとなかなか決められないところがございますので、骨子の中で罰則の適用に関し整理するのは実際には難しいということがあって、今回そこまでは検討が進んでおりませんので、書いてございません。

(委員) であれば、質問なんですけど、例えば確認申請を書かれますよね、それが下りないというのが大きな罰だと思うんですが、仮にそれが通ったとしても設計段階ですから、そのとおりにつくられたかどうかという確認はどういう形であるかという問題だとか。それからそれによって例えばオーナーのほうで齟齬が生じた場合に、例えば裁判沙汰になったりする場合はどういうふうにするのかという話。

ドイツなんかの場合は、専門家のほうでそれを対処するとなっていて、行政は関与しないことになってはいますが、その辺をどうされるのかというのがちょっとわからなかったものですから、伺ってみました。

(部会長) これもお答えいただいたほうがよろしいですか。お願いします。

(事務局) また、これも今後の検討になってまいりますけど、例えば今建築基準法の仕組みと絡めているバリアフリーの法律がございますけれども、あちらのほうは、バリアフリー法に基づく基準への適合義務をかけた上で、それに適合しているかどうかを建築確認と検査の際にチェックをする仕組みになっております。

例えば、そういう仕組みにした場合には、おっしゃるように基準に適合していないと確認が下りない、また完了検査の際にも適合しているとして確認が下りた際の、仕様のとおりに建てられたかどうかというのが検査される仕組みということになっております。

例えば、もしそういう仕組みにしたら、同じような方法によりチェックすることになりますが、まだまったく固まっているわけではございません。

(委員) 実際、大変ですよ。

(部会長) よろしいでしょうか。今後の検討課題であるということかと思えます。

〇〇委員、お願いします。

(委員) はい。ありがとうございます。

すいません。ありがとうございます。3つほどお話ししたいというふうに思っています。それで、1つ目は非常にちょっと単純な話なのですが、今回この報告を最初に拝見した時に総論は上に4項目出ているのですが、そこからすぐに具体的な話になって、新築と既存建築と両方あるけど、既存建築は効果は少ないから新築に行きますというふうに、最初から書き始めておられるんですね。

もう少し、できればですね。この分野はやはり非常に効果が大きい分野ですので、新築や既存建築の部分でしっかりと考えていくというようなことを書き込んでいただいたあと、でも効果のことを考えればというふうに言っていたほうが、何かやっぱり世の中の的に、これから規制が厳しくなるというときの心構えがもう少しすとんと落ちるのかな、という感じが実はいたしました。

それは、全体の内容というよりは文章の問題ですので、ご検討いただければと思います。

それで、2番目にお話ししたいと思ったのが、1ページの一番下にやはり街区全体で考えていくようなことも必要だとあって、現実にはこの部分にそれがあのかというふうに見た時に、2ページの真ん中辺に建物間の連携した取組みの評価というふうな、ここがその関連かなと思って読んでんですが。

結局資料にあったCASBEEとか、ああいうのを自治体がきちんと取り入れていくということが大事だと思うんですが、一定程度広がったとしても、自治体で、それぞれの自治体の例えば地域の将来計画とか、温暖化であれば温暖化対策計画にきちんとした内容を盛り込んでいかないと、こういう評価をもっともっと徹底していくというふうに広がっていかないというふうに考えています。

そういうことを考えれば、将来的にこういう内容をしっかりと広めるために、国土交通省の施策、まずこういう規制を導入するけど、それを徹底させるためには地域がきちんと考えていくことであり、それに伴って、例えば環境省の温暖化対策施策ですとか、内閣官房のいわゆる環境モデル都市とかああいう施策をきちんと広げていくことと連携するとか、少し明確にそういう広がりのあることを書いておいていただいたほうが、やはりこれから実施する時に、政府全体で取り組むということがもうちょっと、もっと強いメッセージとして出て行くのではないかなという感じもいたしました。

3番目にお話ししたいと思ったのが、義務化、3ページの一番下のほうに義務化対象範囲の拡大に向けた対応関連の一番最後のポチのところ、規模が大きい一般消費者が建てる建築物のことに、徐々にそういうところに広げていく、その時に負担軽減策も考慮というふうに書いてあります。

私は、個人が住宅を建てる時って、一番金額が頭にきてしまいますので、制度できちん

と決まったほうがいいと思いますので、少し時間をかけて、厳しいけれども、こういう制度がきちんと広がっていくことは大事なことだというふうに思っています。

それで、なお負担軽減策などを考える時にかなり現実感のある制度にさせていただきたいと思うのは、家族が増えて子どもも大きくなって少し新しい家にしたいと思うちょうど年代、子どもが中学とか、そのくらいになって、育ち盛りになると、本当にそれだけではなく、シャワーとか、いろんな、突然光熱費が増えてくるということで、一番新しい関心があるのがそういう親でいえば働き盛り年代だと思いますが、そういう時が一番教育費もかかって、家にお金をかけられないという年代ですので、そういう時に、例えばおじいさん、おばあさん世代がきちんと省エネルギー住宅を二世帯で建てる時に、その時にはしっかりと税制が優遇されるとかですね。やはり、ある程度現実感のある仕組みをきちんと建てていくというのが非常に大事だというふうに思っています。

あと、本当は新築だけではなく、長期的には改修とか、そういうことに関してもやはりある程度制度がきちんと入っていないと、なかなかそこにそれを守っていこうというところでは難しいというふうに考えますので、長い目で考えれば、きちんと改修とか、そういうところの制度化まで検討して、できるだけきちんと検討していくことが大事だと私も考えています。よろしくお願いします。

(部会長) はい。ありがとうございます。3点ご指摘いただいたと思います。

1、点目は書きぶりの問題かなと思いますのでご検討いただけたらと思います。

それから2番目の街区のことは、これは私、〇〇委員、もしご意見があったらいただきたいと思いますが、誘導、後ほどご議論いただく6ページのほうにはまた都市全体でというようなことが書かれていますので、今後またご議論いただくのかと思います。

それから、最後の、小規模の住宅のことに、これも一番最後におっしゃられた、例えば親世帯がというような話は、これはむしろ誘導策のほうでご検討いただくことかと思いますが、その時また議論したほうが、その部分を規制でコントロールするのはなかなか難しいことかと思います。

この3つについて、事務局から何かご意見とかあれば、お願いしたいですが。

(事務局) 最初のご指摘の当案の書きぶりについては、場合によっては骨子案のパブコメの結果を踏まえて報告書を最終的にとりまとめる際にも、ちょっと本日のご指摘を踏まえて検討させていただければというふうに思っております。

あと、今ご指摘いただいたように、世帯構成が変わった際の改修に対する支援としていろいろなメニューがございますので、その中での、推進方策の中の1つかと存じます。また、改修について制度化が重要という点については、大幅な増改築に関し規制上の扱いを変え、大幅な改変の場合にはやや厳しい仕組みにするなどメリハリをつける形を考えているところです。

(委員) わかりました。

(部会長) よろしいでしょうか。〇〇委員、お願いします。

(委員) ○○と申します。届出等の業務を行う、そういった立場から意見を少し言わせていただきます。

2点ございます。1つ目は3ページ目の一番上の義務化する基準というところでございますけれども、主に非住宅の新築に関して一次エネルギー消費量が基準値以下になるということを義務化して、PAL*については義務化しないということについては、基本的に賛成いたします。

しかしながら、義務化に向けて、今の基準が定められておりますけれども、ボーダーラインの基準値の設定値の適正さ、こういうことに関しては、まだ今後精査が必要ではないかと。まだ、完全に施行されてから1年目で申請事例を増やしていくという段階でございまして、私どものほうにもまだデータが非常に足りないというようなこともございますし、今後、新規も含めて基準値の妥当性等を検証していくことになるのではないかと。

それから義務化ではございませんが、PAL*についても、やはり妥当性の検証は必要かなというふうに思います。そういった基準値、あるいは計算方法等も必要に応じた見直し等も含めて継続的に洗っていただければ。

先ほどの3ページのほうで言うと、平均値等を定期的に集計・公表する、これも1つの非常に有力な方法だと思いますけれども、そういう意見を言わせていただきます。それが1つ目でございます。

それから2つ目は、義務化になりますので、建築の確認ですとか、完了検査が長期化しないように、そういう自体にならないように制度設計を工夫していただければというふうに思います。

例えば、病院等になりますと、非常に部屋数が多くて、そういった申請の計算等をするというのは、大変な時間がかかるということもございますし、中規模のものも含めて広げていくということになると、評価に関しては計算評価だけでなく、仕様評価のようなものと組み合わせるとかですね、そういった制度設計というものも考えられないかという案でございます。

あるいは、変更申請が数回にわたるということも出てくるであろうということで、その時その都度審査を行うという非常に煩雑、そういったことから審査の簡略化、あるいは評価方法、使い勝手の改善、そういったものも望みたいと思います。以上です。

(部会長) はい。ありがとうございます。これは先ほども出たお話で、運用に当たって本当にしっかりやってほしいというご意見・ご要望と承ってということでよろしいでしょうか。特に回答はよろしいですね。お願いいたします。

だんだん、時間が迫って来ましたが、○○委員、お願いします。

(委員) 1点だけ確認ですが、3ページの上から4行目以下について、当該基準に基づく評価結果に基づいて、建築主が云々で国は平均値等を定期的に集計・公表するとしている、この3行ですが、結局のところ何を期待しているのでしょうか。

(部会長) お答えを。

(事務局) この一次エネルギー消費量については、設計内容による実際に想定されるエネルギー消費量の原単位が計算で求められますので、その用途区分ごとの平均値を定期的に集計・公表することで、お建てになる方が自らの建てようとしている建物の原単位が、一般的な類似用途の原単位と比べて高いか低いかで水準も判断できるようになるということを期待しております。

(委員) これは、ある基準を決めたら、それを守るように設計するので、それ以後、何かこれ、変えるという前提なんですか。

(事務局) 基準値を実際の設計で求められる値が上回らないことを求めるんですけども、どれくらい下回るかは建物や性能によって異なりますので、その平均値を示すことで自らの建物を設計している内容の水準がわかるようにするという仕組みでございまして、仮にその平均値が大幅に基準値を下回るような状況が続いた場合には、基準の強化も含めて検討してまいりたいと。

(部会長) いかがでしょうか。微妙な質問とお答えで、さらに建築基準法みたいに最低限を決めると皆そこを狙ってくるというふうに基準法で、情報によって違いますけど、なりがちなのに対して、これは規制でここをやるんだけど、もちろんそれよりは遙かにいいことを設計してほしいという気持ちが入っていると、そういう推進策もここに入っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

(委員) もしそうだとすると、義務化する基準の中に入るというのは、項目の位置づけとしてちょっと変なような気がします。義務化する基準なら、それを公表するというのは、推進のあとのほうの、緩和とか推進のほうに入るのではないかと思います。

(部会長) おっしゃるとおりですね。誘導策の後半のほうにもしかすると入っていたほうがいいのかも。よろしいでしょうか。大變的を得たご指摘だったと思いまここに入っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

それでは、4ページの下4分の3までの規制について、一応いろいろご意見を伺ったと。〇〇委員、どうぞ。

(委員) 細かい質問なんですけど、2ページ目の下から10行目あたり、建物の品質という言葉があるんですけど、この(2)の中をずっと見ても、その「建物の品質」というのがどこに何を向けて「建物の品質」と言っているのか、さっきからじっくり来ないんですが、今の省エネ性能、レベル感というのを示してるんですかね。

これひょっとすると、これをそのまま公表してとなると、建物の品質というと善し悪しとか、総合的な品質まで解釈されてしまう可能性があって例えば性能表示のところとか、そういうことも絡んでくると思いますので、ちょっとこれは言葉をもう少し適正化されたほうがいいんじゃないか、そういう気がいたします。

(部会長) いかがでしょうか。性能、単純に性能としてしまうと、事務局としての意図が少し違うということでしょうか。

(事務局) そういう誤解を招かないということであれば、「性能の水準」ということで性

能というふう置き換えることで対応したいと思っておりますけれども。

(部会長) ○○委員、よろしいでしょうか。確かに品質というと、いろいろな、人によって取り方がまた変わってくるという面もあるかと。ありがとうございます。

それでは、○○委員。

(委員) 先ほどの仕様基準の話が○○委員からも出ていましたけれども、当分の間使用できるということになっていきますから、ぜひそこについては、技術開発、建材開発に合わせて、施工者が活用しやすいものに、さらに存続をさせていただきたいと。特に、部位別の適合の建材ですとかいうようなものの一覧ですとか、マニュアルみたいなものも整備していただくと、施工の実務者としては大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。これはご要望として承るということにしたいと思います。

それでは、後半の部分について、またこれを立てていただいてご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

はい。○○委員。

(委員) ありがとうございます。全般的に参考資料を見て、非常に良くできたまとめ方だと思いますけれども、幅が広すぎるのでご苦労なさったんだと思いますけれども、気になりましたのは、4ページから5ページにかけての「新築時の高度な省エネルギー対応を誘導する方策関連」で、Z E H、Z E Bのところには明確に、こういう支援に対しては「省庁間における適切な連携・役割分担」と出てきて、そういうZ E B、Z E Hで出てくるならば、ほかのところでも出てきていいんじゃないかなと。

例えば、6ページのBEMS、HEMSなんていうのも、ここも相当関連するような気がいたしますし、それから面的エネルギー利用、再生可能エネルギーなんていうのも、たぶんそうではないかと。これは、もちろんいろいろ役所によっても分担があることはよくわかりますけど、私、いろんな省庁みんな出てるものですから、どこに出ても出てきますから、ぜひともここだけに限らず、全般的に誘導する時にはお互いにお金を融通しあうとかよくわかりませんが、ぜひ連携してやっていただきたいと思っておりますので。私から要望です。

(部会長) ありがとうございます。もしかすると、これ大きく前半は規制と誘導に分けて、それぞれに頭書きみたいなものがあるとしたら、そこに誘導のそこに入って、規制のほうはすべての省庁がかかわるは要らないと、そういうことでよろしいでしょうか。それについては、今の段階というよりは、先ほどのお話と同じようにパブコメのあとの最終案をつくる段階でご検討いただくということよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

○○委員、どうぞ。

(委員) 前回のときちょっと発言したと思うんですけれども、建物は、どの建物も同じ

ように使うということを前提にしていると思うんですが、例えば稀にしか使わない建物とか、短期にしか使わない建物というものについて、2ページに特例的扱いの対象というのがあるんですけども、例えば別荘という住宅だったり、そういった住宅では求める省エネ性能が違ってよいのではないかと。つまり、かなり使う時間が長いものこそより強く省エネを求めるべきものだと思うので、何かそのあたりのことをどこかに入れていただく必要があるんじゃないかと。あるいは誘導するのであれば、より重点的に使うものから、誘導するとかですね。何かそういう必要があるかなと思いました。

それから、もう1つは評価のしかたでCASBEEが入ってるんですけども、CASBEEというのは実はパフォーマンスとの関係で環境を見るというようになってまして、環境、その省エネ性能のみで見るとはいいんですが、そういう意味で今回のこの答申と思想が若干違うものがあると思うんですが、それをどういうふうにするのかなというのが気になりました。

それから、最後のほうに、その他のところに、骨子のほうに問題が載ってまして、集約型都市構造とか、総合的な取組みというのがあるのですが、集約的な都市構造の時に、実は集約されない部分の場所に関して、どういうふうを考えるか。例えば、現在市街地なのだけど、20年ぐらいで市街地になくなっていくようなそういったところでの建物という場合に、もしかすると少し、さっきとも同じような意味なんですけど、オーバースペックになってしまうということはないとは言えないので、そういった点も少し考えていくといいかなと思いました。

あと、同様にその他で、1つは、こういったことが広まっていくことによって新しい市場を形成して、より安価にこういったものを供給できるようになると思うんですね。これは非常に重要だと思いますので、そういったことは書けるのかもしれないのと、それから誘導というのとだいたい支援とか税制優遇と言うことでどっちかというアメ的なものが多いのですが、実際には負担というのも例えば税金をかけるとか、逆に料金に載せるとか、そういう負担というのも誘導策にもなり得るので、そのあたりどこまでかけるかわからないんですが、そういうのもあり得るなというところをご指摘したいと思います。以上です。

(部会長) ありがとうございます。5点ほどいただいて、後半の部分はご意見ということでしょうか。ただ、こういう、これは規制も含めてただだと思いますが、規制・誘導することによって、例えば建設コストが安くなるというような側面は強調しておいたほうがいいんじゃないかというご意見かと思います。

前の2つについて、事務局のほうから、用途というか、かなり特殊な用途について、使い方について考慮しないのかということと、CASBEEとの関連について、もしご回答があればお願いします。

(事務局) 1点目の別荘等の取扱いについて、ちょっと今回の規制は大規模非住宅ということなので、たぶん後半の誘導方策のほうで、そういう使用期間が長かったときは、重

点的に省エネを図るようにその必要性について書くというご指摘かと思えますけど、なかなかそういう線引きも含めて一般的な共通見解みたいなものが必ずしも醸成されていない段階で骨子の中にすぐ入れるのは実態上難しい部分があるかもしれませんが、検討の上、ご指摘を踏まえて対応していきたいと思っております。

2点目は、CASBEEが省エネの負荷以外の環境品質を評価していることに対して、今回省エネに特化してるとするのは、今回の義務化も省エネルギー化を目的としておりますので、今回の報告はどちらかという住宅建築分野の省エネルギー化の推進方策に主眼を確かにそちらに置いているといった意味で少し相違がございます。

(部会長) よろしいでしょうか。これも規制と誘導で性格が違うと思えますけれど。

続いて、〇〇委員。お願いします。

(委員) 質問です。5ページ目の住宅事業建築主による省エネ性能向上の推進という表現が中程にございますけれども、これの確認なんですけれども、これトップランナー基準ということでこれまでもさまざまな補助事業の評価に使われてきて、利用されてきていて大変良いものだと思っておりますけれども、ここで書かれている意味合いは、過去につくられた住宅事業建築主による評価プログラムやロジックをそのまま使うということなのか、何か見直していくとか改正省エネ基準と違う考え方も入っているのでそれを合わせ混んでいくということなのか、あるいは全く新たに何かこれを推進するための考え方というのはこれから議論するということなのか、そのあたり確認させていただきたいと思えます。

(部会長) お答え、お願いします。

(事務局) ここで書いている主な趣旨は、25年における対応状況を検証した上で、水準としてのまず妥当性を検証することを意味しております。おっしゃっていたロジックとか、そういう細かい部分はほかの基準の分野のものと一緒に対応すべき内容かと思っております。

ちなみに住宅事業建築主については、新しい25年基準の方法で計算しても良いという仕組みで当面は2本立てになってきますので、それを統一すべきかどうかも含めて、そこは検討課題かと思っておりますけれども、ここに書いた趣旨はどちらかという水準面のあり方でございます。

(部会長) はい。よろしいでしょうか。〇〇委員、お願いします。

(委員) 最後のページの省エネ行動等の推進のところはBEMS、HEMSですとか省エネ行動に応じた事業者のポイント付与というようなことが書いてあるんですけど、その手前で止まってるような気がして、実態としてエネルギーを減らすことができたというところを褒めるとかですね、そういう実エネルギー使用量みたいなところをちゃんと意識してもらおうようなところに繋げたほうがいいのかなと。

その手前の、建物を建ててそれがうまく使われれば省エネになるというのが国交省のスタンスだということはよくわかるんですが、〇〇委員の意見と同じですね。他省庁の範囲かもしれませんが、それが正しく使われてちゃんと省エネ効果が出ましたとかと、例年

になりましたとかというところを褒めるとか、もうちょっと推進する。

そうすると、実は、いい建物なんだけど、ちょっとエネルギー使いすぎてたところがじゃ、もうちょっと頑張ろうかというような行動に結びついたもので、何かそういったもう一步踏み込んだ目標、誘導策を何か書いていただければいいかなと思います。これは意見です。

(部会長) はい。ありがとうございます。ご意見として、承ります。

ただ、規制のほうと違って、誘導のほうは考えればいくらでもどんどんこういうことも入れたほうがいいのかというようなことも出てくると思うので、事務局のご判断で今のご意見を取り入れるかどうかは決めていただくというふうにしたいですけれども、それでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

〇〇委員、よろしくお願いします。

(委員) 2点ありますが、6ページにスマートウェルネス住宅の推進という部分に関して、2点ございます。まず、この手の大規模な事業がニュージーランドでは唯一もう少しラフなものが行われているだけで、そういう意味では、世界的にも意義のある事業推進していただいたということで、そのこと自体大変意義がある内容だと思っております。

この対象は断熱改修というところに絞って、現状ではいるんですが、実は新築にも拡大できないかという点が1点目でございます。今回は義務化の議論に伴い、断熱基準は平成11年の時と変わらないレベルですが、実は健康という観点から言うと、もっともっと断熱を強化しないと健康効果はより大きく現れないということがわかってますので、そういう意味で基準をもっとさらに上回って頑張ったというところを支援しつつ、このスマートウェルネス、健康調査というのが範囲を拡大していただけないだろうかというのが1点目でございます。

それから、2点目は、今度は改修の補助の基準なんですけど、現在は平成4年基準相当、1時代前の基準をクリアすることで対象になるという意味では裾野は広がったんですが、一方で平成4年基準を既に満たしていて、平成11年をもっと上回る、より高いレベルのものを支援することで、さらに有意義な基準になるんじゃないかということで、意見です。

(部会長) ありがとうございます。後段のほうは私が関係した委員会の制度のことで、今後の住宅政策課の施策に反映していただきたいというご意見と承るということでよろしいでしょうか。前半のスマートウェルネス住宅関係は、新築も含めたより広範な断熱化の推進方策の充実に係るご要望ということでよろしいでしょうか。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

(委員) 5ページの講ずべき施策の方向の中での一番最後ですね。最後というか、賃貸住宅の省エネルギー化に関しまして、このテーマは私どもにとっても非常に重要なテーマだと認識をしておるんですけど、その推進のためにもぜひ、やはりここで支援という言葉を書きいただいていますけれども、よりそのあたりをオーナー様というか、オーナーへ

の理解・動機づけですね、これに寄与するようなより直接的なというか、そういうメリット、インセンティブみたいなものを、ぜひ今後の支援の部分に入れていただくということをお願いしたいと思うんですけども。

(部会長) ありがとうございます。これはご要望と承ってよろしいでしょうか。一応、書かれていることは書かれているということ。

(部会長) はい。〇〇委員、お願いいたします。

(委員) 1点のみです。5ページの講ずべき施策の方向ということで、ZEH、ZEB等の推進というのがあります。これはこれでいいんですが、昨今の買取制度等の問題を考えますと、なかなか難しそうだなと。実際問題、創エネができなければ、ZEHもそれからLCCMもなかなか難しいんですね。実際は。こう書いてしまうと実施を支援するということは、国土交通省は買取制度を支援するというふうに読めちゃうんですね。それはそれでいいんですかというご質問です。

(部会長) はい。これについていかがでしょうか。

(事務局) ZEHとかZEB、LCCMは、まず省エネルギー化を徹底して図った上で、そういう創エネと組み合わせることになりますので、今、国交省として支援をしておりますということは、中小工務店もできるという形での支援をしておりますので、太陽光発電の設置を推進しているという形での支援ではございませんので、そこはその次のところにございますように、関係省庁との適切な連携・役割分担の基で各省庁が各々の役割を果たしていければというふうに思っております。

(委員) 現実問題として、買取制度がなければ設置も実施支援も実現できないんですね。現実問題としては。というのがわれわれの認識なんですけれども、違いますか。

(事務局) そこはちょっと、私はここではお答えしづらいことだと思います。

(部会長) 今、〇〇委員からご指摘、3行目の「支援を実施するとともに」というところは「支援をするとともに」でよろしいんじゃないでしょうか。単純なところですけど少しニュアンスが、〇〇委員がおっしゃる危惧が少し軽減されるかなというふうに思いますので。「支援するとともに」ぐらいにしたほうがよろしいかと思います。

〇〇委員、お願いします。

(委員) ありがとうございます。2点ほどですが。1点目は先ほど早めにお話ししてしまった件に関してですね。先ほど〇〇委員が最初にご発言してくださいましたけれども、この誘導策の一番最初か、あるいは最後にしっかりとその辺のところを書き込んでいただくというのは、私も大事だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目なんですけど、少し関連はいたしますが、今回の6ページの一番最後に集約的な都市とか街区まちづくりというようなことがあります。

それで現実に、こういう新しいすべてうまくいけば通常よりもマイナス85%くらいを目指した地域とか、そういうのがかなりモデル的には建設が始まっていると思いますし、そういうところも見て来た経験がありますが、実際はその地域の人動きとちょっとうま

くリンクせずに、立派なものは建っているんだけど、せつかくのデマンドレスポンスのすばらしいシステムを入れたけど使ってないとかですね。なかなか、今、先進事例をきちんと定着させるという過渡期でいろいろなところでいろいろな苦しみを、苦しみというか、そういう事例が広がっている真っ最中だと思います。

そういう意味で、うまくいっていること、いっていないことをきちんと共有しながら、できるだけ早くそういう先進的な取組みがきちんと定着して効果を上げるというそこにめざして、こういう誘導政策を入れていくということが大事だと思っています。よろしく願いします。

(部会長) ありがとうございます。これも先ほどの〇〇委員と同じように、もしこの規制と誘導とを分けて書いたとしたら、その誘導の頭書き等に今おっしゃられたような趣旨が入るといいかなと思います。ここでは最終的な構成がどうなるかわかりませんが、貴重なご提言と承るということでよろしいでしょうか。

あと、今お3人が札を立ててらっしゃるので、このあと立てていただくとちょっと時間的制約がありますので、今立ってる3人の委員の方に順次御発言をいただきたいと思います。〇〇委員からお願いします。

(委員) ありがとうございます。〇〇でございます。5ページのZEHの件でございますけれども、私どもはどちらかというと分譲マンションを供給する立場にあります。分譲マンションの場合はご存じのように限られた土地の中で有効な形でつくっていくということで、スペースがあまりあるわけじゃない中でのZEHというのは非常にハードルが高いというふうに認識しております。今後このマンション等々まで含めてZEHというような考え方をするようであると、分譲マンションの場合、後々の管理組合等々も絡んできますので、管理組合に移行してからも、維持管理の絡みが出てくるのかどうか、政策的なものも含めご理解いただければというふうに思います。

(部会長) はい。ここは誘導のところですので、特にすぐに困ったような状態になるということはないと思えますけれども、今後の住宅全体の施策の中でも十分検討していただきたいということかと思えます。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

(委員) はい。私も1点だけ、最後の街区まちづくりレベルでの総合的な取組みの推進に関して、1つ感じたことがあります。今回全体としては、規制的手段、誘導的手段をうまく組み合わせて、現実的に繰り広げていくということで、私はいまとめになっていると思っています。この場合、推進していくにあたって一番柔軟に対応しやすいのは街区レベルのまちづくりです。目に見えて成果が出てくるかどうか。時にしてオーバースペックになったりして、かえって省エネルギー政策に逆行しないか。また、都心のど真ん中にはできるけど、地方都市の中では難しいのではないかと。実際、64ページの図も、芝浦二丁目の例になっているのですが、内容を見ると芝浦二丁目じゃなくてもできる事例です。もう少し地方都市で手の届くくらいの街区単位のまちづくり。従って、省エネルギーよりも

う少し範疇を広げることになるかもしれませんが、そういうような商品メニューの開発というのはできないのかというのが質問です。

(部会長) ご質問ということでお答えいただけると思いますが、ただ、今の事務局にお答えいただくのは。

(委員) 要望でもいいです。

(部会長) 要望でもよろしいですか。はい。大変大きな課題だと思いますので、これは局を越えての話かもしれませんが、ご検討よろしく願いいたします。

〇〇委員、よろしく願いします。

(委員) 誘導策も大前提というところでのお願いなんですけれども、今まで以上のことをやっていくということになりますので、その意味で国交省、経産省とも、環境省もということで、ここもかかわっているわけなんですけれども、さらに健康増進ですとか、消費生活にかかわる行政も含めて省エネ適合化の必要性についてですとか、あるいは何というんでしょう、健康面とかいろいろな切り口でぜひ広く社会に訴えていただけていけるように、情報発信をしていただきたいですし、情報の整理をしていただきたい。

そうでないと、なかなか発注者ですとか、そちらのほうもコストがかかるものですから、そういう意味ではその辺の情報発信を今まで以上に全省庁横断的にというんですか、一丸でやっていただきたいというお願いです。

(部会長) はい。ありがとうございます。大変もったもなご要望だと思いますので、重く受けとめていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう1つ、これだけはおっしゃりたいという意見があればと思いますけどよろしいでしょうか。あ、はい。

(〇〇委員) すいません。既にもう出ていると思うんですが、1つだけ。昨日、おとといあたりの新聞に、政府は住宅エコポイントを再開することを決断したというのが、マスコミのニュースで出ているんですけども、それは金額45万円ぐらいとか、いろいろそういうニュースとか出ると、それだったらあんまり、窓を替えるぐらいの、最初の10年前の話とあんまり変わらないかなと思ったりしているんですが、あれはどういうふうに理解したらよろしいのか、ちょっと伺えればと思います。

(部会長) ご回答をお願いします。

(事務局) 新聞等で報道されておりますけれども、まだ政府内で決定した事項ではないということでございまして、追々決まり次第どういったものということが外に出てくるはずです。今はまだ決まっております。

(部会長) よろしいでしょうか。先走り報道だったということで、お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。

今日は委員の皆様から、大変たくさんの方の有益なご意見をいただきました。第一次報告の骨子案につきまして、今後の方針を事務局からお願いいたします。

(事務局) 本日いただいたご意見、直接的に修正にかかわるものとして、既にクリア

になっているものだけ最後にご紹介することによってよろしいでしょうか。

(部会長) はい。お願いいたします。

(事務局) 最初のところで、2ページ目の(2)の段階的な基準適合義務化のあり方の4行目、「品質」とあったものを「性能」に修正するという点と、あと3ページ目の義務化する基準の中の、先ほど、義務化対象の拡大に向けた対応の中のプログラムの関連がございましたけれども、その基準の項目のほうに、新しい技術開発等が適切に位置づけられるような環境を整備について追記をしたいというふうに思っております。

あと、先ほどご指摘のあった義務化する基準の中の用途区分別の平均値の公表については、誘導方策の2の(1)の新築における高度な対応の誘導のほうに移行したいと思いません。

あと、2の(1)の中のZEH、ZEB等の推進の中で「支援を実施する」という記述を「支援をする」というふうに表現を改めてまいりたいと思っております。一応、直接的に修正が必要というふうに考えられるところは以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。

今日をいただいたご意見で既にこう書いたらいいということも出ましたけれども、ほかにも今日のご意見を基に多少文言の修正もあろうかと思えます。パブリックコメントにかける内容につきましては、大筋今日ご議論いただいたことでいくとして、最終的には部会長の私にご一任いただくということによってよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、そのように今後進めたいと思えます。

それでは、次に事務局から「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方の検討スケジュール(案)」についてご説明をお願いします。

(事務局) はい。お手元の資料3をご覧ください。一番上段にあります前回10月27日に続きまして、上から3段目が本日の部会でございます。本日ご審議いただきましたご意見を踏まえまして必要な修正を加えた上で、12月下旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを予定しております。

この結果を踏まえまして、1月16日を予定しておりますけれども、第3回目の部会で第一次報告案のとりまとめをいただきたいというふうに考えております。同日、分科会への報告ということも予定しております。以上です。

(部会長) ただいまの今後の進め方についてご質問等ございますでしょうか。

(委員) はい。第一次と第二次は予定されているわけですね。第二次はどうなるのですか。

(事務局) 今回は、最初の義務化のことについて方針をとりまとめたいと思っておりますけど、それ以降の拡大についても方針が固まった段階でまた改めてお諮りをしたいと。その時が第二次報告になってくるかと思えます。

(委員) わかりました。

(部会長) 3段階くらいぐらいでやってくるものの、今の1段階目だから第一次。

(部会長) はい。よろしいでしょうか。それで。

(委員) 全体のスケジュールが示されておりますので、わかりました。

(部会長) ありがとうございました。ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間を超えてしまいましたので、これで本部会の審議を終了することといたします。ありがとうございました。ほかにも事務局から連絡事項等ありましたら、よろしくお願いたします。

(事務局) はい。ありがとうございます。

先ほどのスケジュールとも重複しますが、今回の一次骨子案につきましては、部会長に修正内容等のみ確認をいただいた上で、年内にパブリックコメントを実施し、次回の一次報告案のとりまとめをいただきたいというふうに思っております。

また、次回は1月16日金曜日の13時から14時半を予定しております。場所は国土交通省6階の618号会議室でございます。よろしくお願いいたします。

(部会長) ありがとうございました。今日は長時間にわたるご検討誠にありがとうございました。以上をもちまして社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会の第12回を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —